

○笠井委員

日本共産党の笠井亮です。生活保護の老齢加算が廃止された問題について質問いたします。

この老齢加算は七十歳以上の生活保護受給者に支給され、その額は、地方や居住地によって異なりますけれども、東京の場合でいえば、二〇〇三年度までは月額一万七千九百三十円でありました。これが二〇〇四年度に九千六百七十円に引き下げられて、昨〇六年四月にはついに全廃となりました。その結果、最低限度の人間らしい生活が奪われる大変な状況が起こっております。

そこで、まず柳澤厚生労働大臣に伺いますが、この老齢加算の制度というのは、一九六〇年、昭和三十五年に設けられたものでありますけれども、そもそもどういう理由でつくられたものでしょうか。お答えください。

◆柳澤国務大臣

今、笠井委員御指摘のとおり、生活保護の中に老齢加算という制度で加算が行われておりました。これは昭和三十五年に創設されたものでございますが、加算の理由としては、高齢者の場合には、それ以外の年齢の者と比べて消化吸収のよい食品が必要になる、あるいは厚着をするための被服費等もかかるだろう、こういう、それ以外の年齢の者と比べてのかかり増し分があるということを根拠にしていたというふうに承知をいたしております。

○笠井委員

今挙げられたような高齢者の方に特有、特別な理由、つまりかかり増しというふうに言われましたけれども、そうした理由ということ自体はもう今日なくなっただけでしょうか。高齢者の方はもはやしゃく力が強くなって、肉体的条件も配慮が必要なくて、さらには、社会的費用もいろいろかかります、そういう問題も余分にかからなくなって、特別な理由が解消したということなんですか、廃止したということは。

◆柳澤国務大臣

老齢加算の創設後、生活保護基準につきましては、加算を含めて、一般国民の消費の伸び以上に、全体として水準を引き上げてきたところでございます。

ところが、一方、平成十五年から十六年にかけて、今笠井委員も御指摘になられた、社会保障審議会におきまして、特に生活保護制度の在り方に関する専門委員会でございますが、生活保護基準について検証、評価をいたしました。

それによりますと、加算を除く基準については一般国民の消費実態と比較して妥当な水準になっている一方、一般の高齢者の消費実態を見ますと、七十歳以上の者の消費支出額は七十歳未満の者より額が低くなっているということが認められたのでございます。ですから、個別の消費あるいは配慮の項目ではなくて、消費支出の水準で比較をいたしましたところ、そういうことになっていたということでございます。

このため、生活保護基準を一般国民の生活実態に照らして適正かつ公平なものにするとの観点に立ちまして、老齢加算を平成十六年度から、今笠井委員御指摘のように、三年かけて段階的に廃止をいたしました。

○笠井委員

私の質問に答えておられないんですよ。

私、先ほど説明を受けた、かかり増し分と言われた、そもそも設置した理由があったと。高齢者に特有の理由があって、やはり食べるものについてもいろいろ配慮がある、特別にかかってくるし、肉体的条件もいろいろある、暖房費も余計にかかる、さらには社会的つき合いで同じ年代の方の冠婚葬祭もふえてくる、そういうことによつてつくったという、その理由自身は消滅したというふうにお考えなのかということを知っているんです。なくなっただけですか。それに答えてください。

#### ◆柳澤国務大臣

いや、ですから、この制度の考え方というものが、そういう考え方で行う、そういう仕組みで考えるということではなく、先ほどお答えしたつもりでございます。

つまり、そういう個々の、レベルが一般に低いとき、生活保護の基準が低いときには、そういう勘案すべき要素を非常に細かく積み上げて見なければなりませんでしたが、その後、生活保護基準というのが、全体として物価あるいはそれ以上に上げてきた。そういう現状に照らして、今度は、この評価を、そうしたミクロの、個々の事項ではなくて、全体としての水準として比較をいたしたところ、単身の生活扶助相当消費支出額で見ますと、七十歳以上の方が方が消費支出が少ない、こういうことになったということで、それを理由にして、その社会保障審議会の先生方も、今言ったようなこの老齢加算というものの必要性が乏しいので、それを段階的に廃止に持っていこう、こういう答申をなされたということだと認識をいたしております。

#### ○笠井委員

何度聞いても答えないんだけど、結局、今おっしゃったことというのは、やり方を変えたんだ、つまり、これまでの特有の理由があったということについては、それは変わっていないけれども、違うやり方でやったということなんです。

しかも、今私が非常にひっかかった言葉で、ミクロ、個々の事項と言いました。しかし、こういう方々というのは個々なんです。具体的なんです。今、本当にそういう点では冷たい答弁だと思います。

しかも、いろいろと実態調査をしたと言われましたけれども、低所得世帯層の収入、消費水準というのは、そもそも全体として今最低限度の生活基準を下回るものになっている。そのことをもって、この廃止の理由には何らならない。

しかも、先ほど挙げられた中間取りまとめというのがありますが、この根拠にしている調査結果というのは今から八年前です。厚労省に聞きましたが、一九九九年のものであります。

今、現実に昨年四月から廃止された結果、たくさんの悲鳴、そして本当に大変だという声を直接私も伺いました。割安の大きなパック入りの総菜を毎日数日かけて食べる、二十年前、三十年前に買った服を着ている、ガス代がかかるために自宅では入浴できない、しない、冬でも暖房をつけられない、同世代の葬儀がふえているけれども香典代が払えないので参列をあきらめている、交通費が工面できずに法事があっても実家に帰れない。特別な理由、事情があってもお金がなくて消費できないというのが実態であります。

それでは、厚労省に伺いますが、この老齢加算制度の減額が始まった〇四年以来、この三年間に全国でどれだけの不服審査請求が出されたのでしょうか。また、去る二月十四日には、都内に住む十三人の方々が廃止決定の取り消しを求めて東京地裁に提訴しましたがけれども、それも含めて、全国でどれだけの訴訟が起こっていると把握しているのでしょうか。事実関係だけ教えてください。

#### ◆中村政府参考人

お答え申し上げます。私どもが把握しております老齢加算の廃止に関する審査請求の件数は千五百七十二件、訴訟の件数は十件となっております。

#### ○笠井委員

まさに、本当に大規模にわたって、もう大変だ、これではもう本当に生きていけないということで、やむにやまれずそういう請求を出されたり、提訴をされているわけであります。

大臣、衣食住の最低の必要性を保障するだけでなく、やはり老齢加算があつて初めて、冠婚葬祭だとか墓参りだとか、その他の社会参加もできた。憲法二十五条の生存権とともに、十三条の個人の尊厳も辛うじて保障されてきたわけであります。七十歳以上の約三十一万四千人の受給者にとっては、老齢加算というのはまさに命綱というものであります。私は、復活すべきだと、どうかということをお願いしたい。

そして、廃止の結論に至った中間取りまとめでは、その廃止という方向を打ち出すと同時に、こうあります。「ただし、高齢者世帯の社会生活に必要な費用に配慮して、生活保護基準の体系の中で高齢者世帯の最低生活水準が維持されるよう引き続き検討する必要がある。」と。廃止の方向は言うけれども、し

かし同時に、最低生活の維持ができるように引き続き検討せよということをあわせて言っているわけですが、廃止はやったけれども、こっちの方についてはふさわしい措置がとられていない。

専門委員会の最終報告では、消費実態についても、五年に一度の頻度で検証する必要があると言っています。

既に〇四年のデータは昨年末集まって、現在分析中のようでありますけれども、そういう点では、速やかに実態を検証して、直ちに実態も本当にリアルにつかんで、個々の、それこそまさにミクロのところの実態をつかんで、本当に一人一人ですから、そして、引き続き検討すると言っていた代替措置についてもやるべきじゃないかと思うんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

#### ◆柳澤国務大臣

生活保護基準につきましては、一般の国民の生活実態等を見きわめて判断していかなければならない、これは当然のことだと認識をいたしております。

平成十五年から十六年にかけて開催した社会保障審議会の、先ほど申した生活保護制度の在り方に関する専門委員会の報告書においても、生活保護基準は、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見きわめるために、全国消費実態調査等をもとに検証を行う必要がある旨、明記をされているところでございます。これは笠井委員も御指摘になったところかと思えます。

また、骨太の基本方針二〇〇六におきましても、二〇〇八年度には低所得世帯の消費実態等を踏まえた見直しを行うことが明記されているところであり、これらに従いまして私どもとしては綿密な検討を進めてまいりたい、このように考えております。

#### ○笠井委員

綿密な検討できちっと、個々のやはりリアルな、本当に深刻な実態にこたえるようにするべきだ。政府は口を開けば、公平とか適正とか均衡というふうに言われますけれども、現実に起こっている貧困と格差の深刻な実態に即していかに政治が対応するかです。

公平を問題にするなら、私一言言いたいんですが、今、国民と大企業、大資産家の不公平こそ最大の問題だ、これこそ正すべきだということを申し上げて、質問を終わります。